

⇩ 職務の執行を開始する日

Q : 役員賞与は、職務の執行を開始する日と会計期間を3ヶ月経過する日といずれか早い日までに届出をすれば損金に算入できるのですが、職務の執行を開始する日とはいつをいうのですか？

A : 一般的には、定時株主総会の開催日になります。

【解説】

職務の執行を開始する日がいつであるかは、基本的には、その役員がいつから就任する者なのかなど、個別の事情に応じて判断することになりますが、一般的には、定時株主総会終結の時から開始することになります。

しかし、実務上は、役員給与が月払いが一般的であることから、たとえば、3月決算法人が定時株主総会を5月25日に開催し、役員給与を翌月6月1日からとしているような場合は、6月1日を職務の執行を開始する日として認められることになっています。

この場合には、①まず、定時株主総会において「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めて、②職務執行を開始する日と会計期間3ヶ月経過日とのいずれか早い日、すなわち、6月1日と6月30日のいずれか早い日である6月1日までにその定めの内容に関する届出を行い、③6月1日には実際に職務の執行を開始しており、④その定めどおりに、確定額として届出た金額を支給すれば、その支給は事前確定届出給与として取り扱われ、その金額は損金の額に算入することができます。

